

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	キオクシアホールディングス株式会社			コード	285A
提出日	2026/6/10	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	鈴木洋	社外取締役	○													○	有
2	Michael R. Splinter	社外取締役	○													○	有
3	東恵美子	社外取締役	○													○	新任 有
4	森田功	社外監査役	○									△					有
5	山本千鶴子	社外監査役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	同氏は、HOYA㈱の取締役兼代表執行役最高経営責任者を長年務めるなど、経営者として経営戦略及びグローバル経営に関する豊富な知見を有するとともに、半導体業界における専門的な知見も有しており、その知見を当社の経営に活かすため、社外取締役に選任しております。また、社外取締役としての職務執行上当該の一般株主との利益相反が生じる恐れのある事項がなく、独立性を担保した第三者である独立役員としての職務を適切に執行していただけると判断したため、独立役員に指定しております。
2	該当なし	同氏は、海外の上場会社でグローバル企業の経営者を長年務め、半導体業界において国際事業に豊富な経験を有していることに加えて、NASDAQの会長として上場会社を監督する側の知見を活かして、当社の基本戦略の審議への有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を期待できるため、社外取締役に選任しております。また、経歴等から当該の一般株主との利益相反が生じる恐れのある事項がなく、独立性を担保した第三者として当該職務を適切に執行していただけると判断したため、独立役員に指定しております。
3	該当なし	同氏は、米国を拠点に、半導体やハイテク企業のM&Aに携わり、シリコンバレーにて戦略コンサルティング会社を共同設立された経験を有しており、金融業界、半導体業界及びデータ・テクノロジーについての高度な知識と幅広い経験を有しております。その知見を当社の企業価値向上のための戦略立案に活かすとともに、独立した立場から当社の経営を監督することが期待できるため、社外取締役に選任しております。また、経歴等から社外取締役としての職務執行上当該の一般株主との利益相反が生じる恐れのある事項がなく、独立性を担保した第三者である独立役員としての職務を適切に執行していただけると判断したため、独立役員に指定しております。
4	同氏は、2014年1月まで当社の主要株主である㈱東芝の業務執行者でありました。	同氏は、東芝コンピュータテクノロジー㈱の代表取締役に就任していた経営経験及びそこでの財務及び会計に関する相当程度の知見、並びにメモリ・ストレージの知見や経営に関する豊富な知見等を有していることから、当社グループの経営に対して十分な監督をさせていただくことが可能と判断したため、社外監査役に選任しております。また、左記のとおり、独立役員の属性に関して該当事項がありますが、㈱東芝を退職してから10年以上経過し、また、現在は東芝グループの役職員ではないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当なし	同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、監査に関する豊富な経験を有しており、会計、監査等の専門的な見地から社外監査役の職務を遂行し、当社のコンプライアンス体制の強化に寄与いただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。また、経歴等から社外監査役としての職務執行上当該の一般株主との利益相反が生じる恐れのある事項がなく、独立性を担保した第三者である独立役員としての職務を適切に執行していただけると判断したため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社の社外取締役の独立性基準に関する方針として、当社取締役会にて2020年6月22日付で下記内容を決議済です。

当社は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断します。

①当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。

②当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。

③当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の1%を超える場合。

④当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。

⑤当該社外取締役が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。

⑥当社又は子会社から、過去3事業年度の平均で年間1000万円を超える寄付を受けた者又は寄付を受けた団体の理事その他の業務執行者

⑦当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者

⑧社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者

⑨当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。